平成２６年（フ）第８号
富山県中新川郡立山町利田1661番地の３、住民票上の住所富山市呉羽町7319番地７　バンブーヒルクレハＳＭＡＲＴ
債務者　ＳＭＡＲＴ（スマート）こと　田邉　明美
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　延子
4　破産債権の届出期間　平成26年４月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月９日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７５号
千葉市緑区あすみが丘６丁目55番地１　リリエガーデン10番館101号
債務者　加藤　俊彦
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　好生
4　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６４号
千葉県市川市本北方２丁目12番５号
債務者　佐藤　修一
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳吉　　完
4　破産債権の届出期間　平成26年４月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月２日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６５号
千葉県市川市本北方２丁目12番５号
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳吉　　完
4　破産債権の届出期間　平成26年４月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月２日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８号
兵庫県南あわじ市賀集982番地
債務者　中野　充裕
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富本　和路
4　破産債権の届出期間　平成26年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月９日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５号
北海道赤平市豊丘町２丁目４番地
債務者　藤島めぐみ（旧姓今野）
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第８号
北海道空知郡奈井江町字茶志内1779番地27
債務者　杉下　翔子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第９号
北海道芦別市上芦別町215番地の117
債務者　松藤まさ子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第１号
北海道登別市中登別町63番地
債務者　谷部　洋子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第２号
北海道登別市中登別町63番地
債務者　谷部　　磨
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第３号
北海道登別市登別東町２丁目３番地
債務者　谷部三千彦
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
北海道白老郡白老町字萩野433番地44
債務者　高橋　　純
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第３号
北海道留萌市五十嵐町１丁目４番26号
債務者　遠藤　和惠
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２６年（フ）第４２号
岩手県滝沢市野沢93番地９
債務者　八木田　聖
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第６１号
盛岡市本町通２丁目10番34―203号、旧住所盛岡市鉈屋町４番６号
債務者　鈴木　正志
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２７号
群馬県邑楽郡大泉町朝日２丁目17番１―8108号　富士重工株式会社大泉寮、前住所新潟県新潟市北区柳原４丁目５番11号
債務者　佐藤　　俊
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
前橋地方裁判所太田支部